

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
30	第3 監査の総括 【1】市における外郭団体のあり方に関する総括 2. 外郭団体の定義について (意見①) 市のホームページ『奈良市の外郭団体改革』では、「奈良市の外郭団体（平成26年4月1日現在）」として、次の団体が公表されている。 (表省略) 市の外郭団体数は、過去に進められた統廃合によって、上掲の7団体まで削減されているが、これらは統廃合に関する指針が策定された時点の団体が基礎となっている。以後の環境変化を鑑みると、官民連携で進められている事業はこの7団体に限られないことから、「地方公共団体と連携し、その活動や事業を支援する団体」という通説的な定義において「外郭団体」に当たる団体がほかにも存在する可能性は否定できない。 また、外郭団体を市のホームページにおいて公表することの意義については、市民に対して外郭団体の存在を周知するだけでなく、外郭団体の役割・市政との関わりや取組みを発信することにあると考える。それゆえ、公表することに意義のある「外郭団体」とその情報が掲載・公表されるべきである。 (図省略) この点、市がどういった団体を「外郭団体」と定義してホームページに掲載・公表しているのかは判然としていない。 外郭団体の情報をホームページで掲載している他市を見ると、以下のように、市としてどういう団体を「外郭団体」としているか、その定義を明記している事例が比較的多く見られる。 (他市事例省略) 地方自治法第199条第7項に規定される財政援助団体等が外郭団体とされることは疑う余地のないところであるが、それだけに限定されず、それぞれの地方公共団体が独自の要件で「外郭団体」を規定することができる。 市も、どういう団体を外郭団体とするかについて、後述する外郭団体のあり方に関する指針とともにその要件を検討し、市としての定義を明確にすることが望まれる。	法務 ガバナンス課 AI・行革推進 課	検討中	「外郭団体のあり方に関する指針」（以下「指針」という。）を策定することを検討しており、外郭団体所管課を交えて協議を進めています。「指針」において外郭団体を定義することや、指針をホームページに掲載・公表することを検討しています。	令和8年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
32	第3 監査の総括 【1】市における外郭団体のあり方に関する総括 3. 外郭団体に関する情報の公開・発信について（意見②） 上記2. で示したとおり、市のホームページには、7つの外郭団体が掲載されており、そのうち5団体については当該団体が開設しているホームページにリンクが貼られ、各団体の情報に直接アクセスできるようにされている。現状では、当該団体について知りたい情報を、閲覧者が自らそのホームページにアクセスして探すことになる。その団体についての情報を得る目的においては有用であるものの、外郭団体改革が進められる中で、各団体がどのような状況にあるかについて端的に知ることはできない状態である。 また、『奈良市の外郭団体改革』のホームページには、外郭団体名のほか、「外郭団体数及び役職員数の推移」、過去に統廃合された団体名、「外郭団体の統廃合に関する指針」及び「奈良市総合財団設立趣意書」が掲載されているが、ホームページ自体の更新日は本報告書作成時点（令和6年1月）で“2019年（令和元年）11月7日”、掲載情報は“平成26年4月1日現在”となっており、この間何ら情報が更新されていない状態である。 ホームページを設けて情報を公開・発信することの意義は、市として市民に説明責任を果たすに足る情報を提供することにあると考える。その観点からすると、現在の当該ホームページは本来の役割を果たせていないといえる。その根源的な要因は、外郭団体改革について、どういう情報を公開・発信するかについての方針が明確でないことにあると考える。 当該ホームページでは、＜このページに関するお問い合わせ先＞は財政課となっているが、明確な方針なく財政課に一任されるべきものではない。後述する外郭団体のあり方に関する指針とともに、説明責任の観点から、外郭団体改革に関して公開・発信する情報の内容、更新時期など当該ホームページの運用方針を検討し、市民に対して有意義な情報を適時に公開・発信する体制の運用が望まれる。	法務 ガバナンス課 AI・行革推進 課	検討中	市として「外郭団体のあり方に関する指針」（以下「指針」という。）を策定することを検討しており、外郭団体所管課を交えて協議を進めています。「指針」において、外郭団体に関する情報を一元的に、ホームページに掲載・公表することを検討しています。	令和8年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
33	第3 監査の総括 【1】市における外郭団体のあり方に関する総括 4. 外郭団体の評価・モニタリングについて（意見③） （前略） 外郭団体はそれぞれに事業目的があることから、置かれている環境は決して一様ではなく、市の関与状況も異なるはずである。その前提に立つと、外郭団体改革を進めるにあたっては、計画期間にわたり、団体ごとに、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）、いわゆるPDCAサイクルで、取組みを進める必要がある。市の取組みも、そのように進められているが、仕組みとして明文的に確立されたものとなっていない。 このPDCAサイクルが機能するためには、目標と施策の明確化・具体化、関係者の合意、自己評価とモニタリングといった要点がある。これらの要点を踏まえて、外郭団体ごとにPDCAサイクルを運用し、それを所管課がモニタリングする、そして、市として外郭団体を総括的に監理する部署（財政課）が所管課によるモニタリング結果を評価するという運用体制が望ましいと考える。 後述する外郭団体のあり方に関する指針とともに、そうした、市としての、外郭団体改革の取組みを評価する仕組みを構築すること、加えて、市民に対する説明責任を果たすため、例えば、評価表といった形をもって、取組状況を定期的に公表することが望まれる。 （後略）	法務 ガバナンス課 AI・行革推進課	検討中	市として「外郭団体のあり方に関する指針」（以下「指針」という。）を策定することを検討しており、外郭団体所管課を交えて協議を進めています。「指針」において、外郭団体の運営についてPDCAサイクルを機能させることを市として促すとともに、外郭団体の取組を所管課がモニタリングし、そのモニタリング結果について、外郭団体を総括的に管理する部署が評価する仕組みを検討しています。	令和8年4月1日現在
34	第3 監査の総括 【1】市における外郭団体のあり方に関する総括 5. 外郭団体のあり方に関する指針の策定について（意見④） 市では、「外郭団体の統廃合に関する指針」を策定し、7団体の統合と4団体の廃止等が進められた結果、外郭団体は平成26年度に7団体となり、現在に至っている。 近年、指定管理者制度の導入施設の拡大や公益法人制度改革、NPO法人制度の進展などによって、外郭団体でなくとも参入できる事業領域が拡大してきており、多様な民間活力の活用を図るための外郭団体という位置づけは大きく変化してきている。そのような環境変化に加え、住民のニーズが複雑・多様化する中で、外郭団体とともに市政を推進していくには、より緊密な連携の下、限られた人的・財政的資源を有効に活用し、効果的かつ効率的に事業を実施していく必要がある。 平成27年度以降、市が「経営改革」及び「経営自立化」を掲げて進めてきた取組みも、そのような必要性に沿ったものであると考えられるが、統廃合を進める際のような「指針」なるものが策定されないまま、それらの取組みが進められてきた。今後も外郭団体改革が継続して進められることを勧奨すると、それぞれの外郭団体に期待される役割や将来の方向性、各団体に対する市の関与のあり方を改めて整理し、外郭団体における公正で透明性の高い運営の確保、経営の健全性の確保等を図るため、外郭団体のあり方に関する指針を策定することが望まれる。 また、現在、「奈良市新たな行財政改革計画（令和4年度～令和7年度）」の中で、外郭団体改革に関しては「3団体（総合財団、社会福祉協議会及び生涯学習財団）の一体的な経営も視野に、外郭団体の役割を明確化し、これまで以上に経営健全化が図られている」状況を実現すべく、①外郭団体のあり方の検討、②経営健全化の推進を実施事項としている。この実施事項を進める上でも、指針の策定は必要であると考ええる。 （後略）	法務 ガバナンス課 AI・行革推進課	検討中	市として「外郭団体のあり方に関する指針」（以下「指針」という。）を策定することを検討しており、外郭団体所管課を交えて協議を進めています。「指針」において、外郭団体の経営改革や経営自立化の取組みを促すことを検討しています。	令和8年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
49	第4 監査の結果及び意見 【1】一般財団法人奈良市総合財団 3. 監査の結果及び意見 (3) 精算内容の明示について(意見⑤) 総合財団の管理施設である「ならまち格子の家」について、所管課に提出している指定管理事業経費精算表では以下のように記載されていた。 (表省略) 「ならまち格子の家」は、総合財団が幹事団体となっているコンソーシアムであり、事業活動支出で最も多額である「負担金支出」は、総合財団がコンソーシアムを構成する共同事業先に支払っている負担金である。 負担金の内訳として、総合財団管理の収入支出予算書を確認したところ、共同事業先の人件費3,055千円及び印刷費(パンフレット制作費等)155千円等が含まれていたが、精算表においては集約して記載されている。精算表は市への報告資料であるため、科目を集約すると、市がその内訳項目に関する予算管理を精緻に実施することが困難となる。そのため、予算及び決算の提示時に、負担金の内訳科目が判明しているのであれば、それらを区分して明記すべきである。 なお、「ならまち格子の家」は、令和5年度で現在の指定期間が終了する。今後、幹事団体としてコンソーシアムを運営する際は留意すべき事項となる。	財政課	措置しない (対応不可 能)	今後の報告資料においては、負担金の内訳科目を区分して明記することが重要であります。奈良市総合財団が幹事団体としての期間は終了しているため、本件留意事項については措置しないという区分になりますが、今後はしっかりと留意してまいります。	令和7年4月1日現在
51	第4 監査の結果及び意見 【1】一般財団法人奈良市総合財団 3. 監査の結果及び意見 (6) 基本協定書と再委託契約書との貸与備品情報の不整合について(意見⑥) ならまちセンターの飲食等スペースに関して、総合財団が一般事業者管理運営業務を再委託しており、業務運営にあたっては市の備品を貸与している。貸与備品のうち、テーブル及び椅子については、事業者との「飲食等スペース運営業務に関する委託契約書」の備品一覧に記載されているが、市と総合財団間の基本協定書の備品一覧には記載されていなかった。その他の備品についても、事業者との委託契約書と基本協定書との間で、備品一覧に不整合が生じている品目が37品目認められた。 当該備品は全て市の財産であることから、その所在と保管責任を明らかにするために、漏れなく基本協定書の貸与備品一覧表に反映させるべきである。	文化振興課	措置済	令和7年4月1日付けで、奈良市から指定管理者に対し、飲食等スペースの設備品についての通知を行いました。また、次回指定管理者の更新時に、設備品一覧を基本協定書に記載します。	令和7年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
51	第4 監査の結果及び意見 【1】一般財団法人奈良市総合財団 3. 監査の結果及び意見 (7) 公益通報制度の導入について（意見⑦） 令和4年6月1日に施行された改正公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第11条第1項では、事業者は、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等が義務付けられている。なお、労働者300人以下の事業者は努力義務とされており、総合財団は努力義務の対象となる。 総合財団では、組織内で何か問題が生じた場合に、適時に直属の上司に情報共有することとしているが、現状では公益通報制度が設けられていない。努力義務の対象ではあるが、市の外郭団体であること、市民との接点が多い性質の事業を展開していることから、市の対応方法に準じて、公益通報制度の導入に関する検討を実施すべきである。	AI・行革推進課	検討中	市の外郭団体として、団体の透明性を確保し健全な運営を行うため、公益通報の制度を整えることは重要であると認識しています。一方で奈良市総合財団は再任用職員を含め現在66名で、職員数は減少傾向にあります。公益通報制度においては、専任の通報対応担当者を設けること等が必要であることから、団体の実情を考慮した上で、今後の体制整備について財団と共に検討していきます。	令和8年4月1日現在
70	第4 監査の結果及び意見 【3】株式会社奈良市清美公社 3. 監査の結果及び意見 (3) 日報の検印漏れについて（意見⑬） 業務委託契約の完了報告書に添付される業務日報には、上席者の確認欄に、課長、補佐、係長、主任、担当者の枠がある。公園広場等清掃委託業に係る令和5年3月分の業務日報を閲覧したところ、それぞれの検印があり、業務を実施し上席者によって確認されたことが見受けられたが、課長と係長の検印がないものや課長・補佐・係長の検印がないものがあった。 担当者に確認したところ、全ての上席者の検印がどこまで必須であるかはルール化されておらず、検印の目的についても周知されていないとのことであった。また、検印欄については過去から印刷会社の様式を使用しており、必要な検印欄の設定になっていないとのことである。 現状では、検印がない日報について必要な上席者の確認・検印があったかどうかは判断できないことから、上席者の確認・検印のルールについて整備し、検印者の役割を明確化するとともに、業務日報の全ての検印欄を埋めるのではなく、目的に応じて必要な上席者が検印を行うようにするべきである。	廃棄物対策課	措置済	令和6年度から、検印の必要範囲を明確にした様式に変更を行い適切な検印の徹底を図っています。さらに、月例報告書の作成の際には、担当事務員が日報の検印漏れがないかの確認を行っています。また、新たに検印をすることになった者に対して業務の引継の際に口頭による説明等により検印の目的や必要性の認識を図っています。	令和7年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
70	第4 監査の結果及び意見 【3】株式会社奈良市清美公社 3. 監査の結果及び意見 (4) 法人金庫内の管理について（意見⑯） 法人の金庫内を検査したところ、(2)の私物釣銭に加えて、300円の所在不明現金、不使用の支払手形及び退職者の私物が金庫内に保管されていた。 所在不明の現金については速やかに持ち主に返却し、不使用の支払手形については使用の見込みがないのであれば破棄するべきである。また、退職者の私物について、法人に関係のないものは法人金庫内に保管するべきではなく、必要なものを保管する場合は、何を保管しているかが分かるようにリストを作成するなどして法人金庫内の保管物を明確にするべきである。	廃棄物対策課	措置済	所在不明の現金等については速やかに持ち主を特定の上返却し、不使用の支払手形については使用の見込みがないので破棄しました。令和6年度から保管リストを作成し、法人に関係のあるもののみを金庫内に保管しています。	令和7年4月1日現在
70	第4 監査の結果及び意見 【3】株式会社奈良市清美公社 3. 監査の結果及び意見 (5) 公益通報制度の導入について（意見⑰） 令和4年6月1日に施行された改正公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第11条第1項では、事業者に、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等が義務付けられている。なお、労働者300人以下の事業者は努力義務とされており、清美公社は努力義務の対象となる。 清美公社では、何か問題が生じた場合に、適時に直属の上司に情報共有することとしており、現状では公益通報制度が設けられていない。市の外郭団体であり、市民との接点が多い性質の事業を展開していることから、市の対応方法に準じて、公益通報制度の導入に関する検討を実施すべきである。	廃棄物対策課	検討中	公益通報制度の導入については、公益通報者保護法の趣旨に則り市の制度を参考にしながら導入に向けて検討中です。導入は努力義務となっていますが、導入後の実効性の確保や、内部の組織を始め弁護士などを慎重に検討し進めていきたいと考えています。まず、基本となる内部通報に関するフローを作成しましたが、これを基にマニュアルの作成や組織作り及び人選等を順次検討して、令和10年度を目処に制度導入が出来る様に進めていきます。	令和8年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
71	第4 監査の結果及び意見 【3】株式会社奈良市清美公社 3. 監査の結果及び意見 (8) 電話加入権の評価損について (意見⑮) 中小企業の会計に関する基本要領 (8項 (6)) では、固定資産について「著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上する」こととされている。この規定は、会計原則のうち、財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならないという保守主義の原則に基づく。 電話加入権については、一般的に価値が減少しており、国税庁が公表している直近の財産評価基準書上の標準価額が1,500円となっている状況である。しかし、清美公社では下記表のとおり取得価額を貸借対照表に計上している。 このため、電話加入権の評価を行い、評価損の計上を検討するべきである。 (表省略)	廃棄物対策課	措置済	電話加入権の評価については、長期にわたって行っていませんでしたが、令和6年度決算書から再評価を実施し計上を行っています。	令和7年4月1日現在
72	第4 監査の結果及び意見 【3】株式会社奈良市清美公社 3. 監査の結果及び意見 (10) 中期計画の策定について (意見⑰) 設備投資については令和10年までの計画表を作成しているが、全体の損益予算及び資金計画について3年～5年の中長期の業績予測に資する中期計画が作成されていない。受託収入及び人件費など一定額で推移する性質の科目や修繕費などの発生時点が予測可能な科目があることから、これらを踏まえて中期計画を作成するべきである。	廃棄物対策課	検討中	公社においては、令和10年度までの設備投資についての計画のみ作成しており、中長期の業績見込みや損益予算や資金計画等の計画が作成しておらず、早期の検討を考えていました。しかし、令和6年から公社も一般家庭用ごみ収集業務の入札に参加することになり、入札の結果によっては、全体の収益を始め人件費、車両費等大きく変化する可能性があり、予測困難な状況となりました。令和6年度は、他社が落札しましたが、令和7年度は、公社が落札した為、人手不足や物価高騰の厳しい環境の中での業務受託となり、業務作業員及び車両の確保を始め諸経費等の大幅増が見込まれ、収益等の予測がつかない状況が続いていることから、今後の社会情勢の動向や業務予測等も判断しながら検討していきたいと考えています。	令和8年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
72	第4 監査の結果及び意見 【3】株式会社奈良市清美公社 3. 監査の結果及び意見 (11) 事業管理指標設定の必要性について（意見㉑） 清美公社では、車両稼働率など法人で重視している指標や料金徴収率などの所管課から要求されている指標が存在するものの、事業管理指標を設定していない。課題を特定して業務改善に生かすため及び業務の成果に対して公平に評価するために、事業管理指標を定めて運用するべきである。	廃棄物対策課	検討中	公社では、安全かつ確実なごみ収集等の業務遂行を重視してまいりましたが、今後は業務の効率性や収益性、安全性及び市民サービスの向上等を客観的及び公平的に評価するため、事業管理指標を設定し、定期的な検証と業務改善を行うことで、より効果的な事業運営を行うことができると考えます。市への報告以外にも、公社で独自に利用している事業管理指標もあることから、一度見直しを行い、今後必要と思われる指標については、令和10年度をめぐりに追加設定をするなど、改善と新規導入ができるよう進めていきます。	令和8年4月1日現在
72	第4 監査の結果及び意見 【3】株式会社奈良市清美公社 3. 監査の結果及び意見 (12) 浄化槽収入の予算算出方法の見直しについて（意見㉒） 清美公社では、浄化槽収入の予算については、見積りによる方法ではなく、予算の損益をゼロにするために調整された数字となっているため、浄化槽収入の実際発生額と大きな乖離が生じている。 このように予算と実際発生額に多額の差異が毎年発生している状況下では精緻な予算管理とはいえず、ひいては経営の健全性を阻害するおそれがある。このため、適切に見積られた浄化槽収入額を反映するべきである。	廃棄物対策課	措置済	令和7年度の予算資料作成時から、適切に見積もられた浄化槽収入額を反映しています。	令和7年4月1日現在
76	第4 監査の結果及び意見 【4】奈良市市街地開発株式会社 3. 監査の結果及び意見 (1) 規程が現在の実務と整合していないことについて（意見㉓） 市街地開発の会計処理規程は、平成10年度から改定されておらず、現在の実務と整合しない条項がある。 例えば、第8条の勘定科目の文言では、「会社の会計は証券取引法、財務諸表論の用語様式及び作成方法に関する規則により次の勘定科目によって整理する。」とあるが、既に証券取引法は廃止され、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に統合されている。 また、第13条は以下のとおりであるが、例えば、銀行勘定帳は規程に明記されているものの、設立当時から作成されていない、といった実態がある。 （表省略） 社内規程は会社経営のルールにほかならない。それゆえ、ガバナンスの観点から、環境変化等により実態が規程と乖離する場合には、適時に適切なルールに見直すことが必要であるとともに、実務とも整合するように規程を見直すべきである。	産業政策課	措置済	奈良市市街地開発株式会社の会計処理規定の見直しを行い、改正しました。	令和7年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
82	第4 監査の結果及び意見 【5】社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 3. 監査の結果及び意見 (1) 中期計画の策定について（意見㉓） 社会福祉協議会では、「第4次奈良市地域福祉計画」及び「第3次奈良市地域福祉活動計画」に連動する形で、令和4年度から令和8年度の5年間を計画期間とする「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」を策定している。 その「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」では、重点項目として、①事業推進のための組織体制の強化、②職員の専門性と総合力の強化、③安定した経営のための財政基盤の強化、④実施計画を着実に進めるための体制づくりという重点項目が示され、それぞれに達成指標が設定されている。しかし、各重点項目や達成指標は文章で定性的に記載されているのみであり、具体的な数値目標は示されていない。また、「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」に掲げた各重点項目の取組みの進捗とともに、法人運営の結果（収支）がどのようなものかを示す中期的な収支計画も作成されていない。 社会福祉協議会は、多くの施設で指定管理者となり指定管理収入を収受しており、また、一定程度の補助金を得ているが、それらは「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」で取り組む事業・施策と密接に関連すると考えられる。そのため、収入及び人件費などは、市からの財政的支援が重要財源となっているものであり、また、一定額で推移する性質のものが多く含まれていることから、「奈良市社会福祉協議会基盤強化計画」に掲げた各重点項目の進捗度合いを計る観点からも中長期での収支予算及び資金計画を作成することが望まれる。	福祉政策課	措置済	社会福祉協議会においては、今回の監査にて定量的な目標値が示されていないという意見を受け、既に第3次奈良市地域福祉活動計画に連動する形で、奈良市社会福祉協議会基盤強化計画を定め、組織体制や財政基盤の強化等を図っているところに加え、人員及び組織体制の整備及び、基盤強化計画を実効的に進めるため、令和6年度に中期経営計画を策定したことを確認しました。	令和7年4月1日現在
83	第4 監査の結果及び意見 【5】社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 3. 監査の結果及び意見 (3) 会長への月次報告と決裁タイミングについて（意見㉔） 上記（2）で記載したように、月次試算報告を会長まで報告し決裁しているが、令和4年度の月次試算報告に関する決裁日を確認したところ、以下のとおりとなっていた。なお、3月分は例年、年度決算報告と同じ内容となるため、月次試算報告という形での決裁は採っていない。 （表省略） 全体的に各月末から会長報告・決裁までに2か月から3か月を要しており、月次試算報告としては遅いと言わざるを得ない状況であった。この点、社会福祉協議会の担当者に照会したところ、「令和4年度は月次試算報告の作成担当者が交代したこと、担当者も他の業務を多く抱えていたことから作業が後ろ倒しになっていたため、全体的に会長報告・決裁までの間が空いてしまった。」との回答を得た。 社会福祉協議会のトップである会長として、月次での運営状況を可能な限り早く把握し、年度予算の進捗を適切管理することが運営面において非常に重要であると考え。にもかかわらず、その状況を知るまでに数か月を要するのでは、社会福祉協議会としての意思決定の適時性に何らかの影響を及ぼす可能性があると考えられる。 今後は、担当者が月次試算報告として何をいつまでにすべきかを明らかにするとともに、上席者が適切に管理監督することが必要であり、そのためには、早期に会長への報告・決裁が行われる体制（例えば、業務手順書やチェックリストの活用。）を構築する必要があると考える。これにより次年度の予算も実態に近いものが立案できると考えられる。	福祉政策課	措置済	社会福祉協議会より、監査受検以降の令和6年度途中に関しては適正な時期に報告完了されていたが、一部適正な時期に完了しない月があったことから、業務手順書や業務分担の検討などを実施し、また次年度の予算や事業計画の検討に関わる運用状況の把握や分析及び会長への報告等に関しては、月次報告に頼らずとも他の資料にて実施しており、今後、それらの資料がより総括的・効果的に活用できるよう、引き続き適正な時期による適正な資料作成に努めるとの報告を受けました。	令和7年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
83	第4 監査の結果及び意見 【5】社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 3. 監査の結果及び意見 (4) 固定資産の処分手続について（意見㉔） 年度末に実施される固定資産実査時に、現物を確認できないことが判明したソフトウェアに関して「固定資産の処分について」の決裁を行い、当該決裁を経て固定資産台帳上で廃棄処理を行っている。 上記の決裁方法では、3つの問題点が生じる可能性がある。1点目は、処分の可否を十分に検討できず、必要な固定資産が勝手に処分される可能性がある。2点目は、処分に係る管理が有効に運用されないことで、換金性のある固定資産の横領又は換金に悪用される可能性がある。3点目は、固定資産の処分の認識漏れが生じ、適切な会計処理が実施されない可能性がある。 そのため、本来は、①部署で廃棄の必要性を検討する、②部署から本部へ廃棄依頼書等の証憑を提出する、③本部で廃棄に係る決裁をとる、④固定資産の廃棄及び固定資産の除却処理を行う、というプロセスで処分を行うべきである。 今後は、各部署で処分の可否を検討し、処分に係る決裁を経た上で、固定資産の処分及び固定資産台帳上の廃棄処理の手続を実施する必要があると考える。	福祉政策課	措置済	社会福祉協議会において、固定資産の処分手続きに関しては、令和6年度から年度末の現況確認の結果に応じて起案・決裁を行わず、個々の固定資産ごとに所属で廃棄の必要性を検討し、廃棄する際には所属にて、廃棄理由等を明記した起案を行い会長決裁を経た上で、廃棄手続きを行っていることを確認しました。	令和7年4月1日現在
84	第4 監査の結果及び意見 【5】社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 3. 監査の結果及び意見 (6) 固定資産管理表の記載について（意見㉔） 上記（5）で記載したように、固定資産確認表の「現況」欄に①～④を記入し必要に応じて追加手続が実施されるが、固定資産管確認表を閲覧したところ、②に該当する固定資産が散見されたものの、当該固定資産に対する追加手続は実施されていない。 固定資産の状態確認や処分可否の検討などの追加手続が実施されなければ、常時使用されない固定資産の老朽化や破損の有無等を認識できず、適時に修繕が行われない可能性及び固定資産の評価が適時かつ適切に反映されない可能性がある。また、適切な処分が行われず、固定資産の計上金額が適正ではなくなる可能性があると考えられる。 今後は、追加の手続として、②に該当する固定資産の状態確認及び処分可否の検討を実施する必要がある。	福祉政策課	措置済	社会福祉協議会より、監査指摘②とは、「使用していないが現存する」固定資産のことであり、故障等で使用されないまま保管されている一部の物品に関しては、令和6年度中に適正な手続きを踏まえて廃棄処分し、物品によっては、常時使用がないことから、②に該当する物品が多数存在するため、実査項目の内容の見直しを検討及び使用不可・現存する物品については、廃棄等の適正な手続きを進めるとの報告を受けました。	令和7年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」
「意見」の措置状況

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
95	第4 監査の結果及び意見 【7】公益社団法人奈良市観光協会 3. 監査の結果及び意見 (2) 貸借対照表内訳表における現金預金のマイナス表記について（意見㉒） 観光協会のホームページには、公開資料として事業報告等が掲載されている。その公開されている令和4年度事業報告等を閲覧したところ、貸借対照表内訳表において現金預金のマイナス表記が見られた。 これについて質問したところ、観光協会では、市からの補助金は団体補助金という性質から、交付された全額を法人会計で普通預金として受入計上している。その後、公益目的事業会計やその他事業会計で現金預金残高の受入計上をせず、受取補助金を他会計未払金及び他会計立替金の仕訳を用いて振り替えている。 この影響で、市からの補助金を財源とする公益目的事業会計の最下層項目において、「普通預金の残高がない状態で、普通預金を減少させる支出を行う」という会計処理が繰り返され、「普通預金のマイナス額が増え続けるとともに、他会計立替金のプラス額が増え続ける」現象が顕著に発生していた、とのことであった。 補助金や委託料の対象事業の多くは公益目的事業に位置付けられていることから、決算書においても、資金が事業に充てられた結果として、事業会計ごとの財政状態が適切に見えるような会計処理が求められる。管理上、事業ごとの財源管理ができていないとしても、決算書で正しく示されていなければ、その信憑性は担保されないと考えられる。 なお、マイナス表記は現金預金以外の項目にも表れているため、それらも今一度点検する必要がある。	観光戦略課	措置済	市補助金を公益目的事業会計に記載するよう奈良市観光協会に指導したことにより、令和5年度決算書のうち貸借対照表内訳表から現金預金マイナス表記が解消し、適正な決算書の表記となったことを確認したため、措置完了しました。	令和7年4月1日現在